

告示

埼玉県告示第七百八十三号

毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第八条第一項第三号の規定により、毒物劇物取扱者試験を次のとおり行う。

平成三十年七月十三日

埼玉県知事 上田清司

一 試験期日及び場所

試験期日	試験場所
平成三十年十月二十一日（日）	埼玉県草加市学園町一丁目一番地 獨協大学

二 試験区分

イ 一般毒物劇物取扱者試験

ロ 農業用品目毒物劇物取扱者試験

ハ 特定品目毒物劇物取扱者試験

三 試験科目

イ 毒物及び劇物に関する法規

ロ 基礎化学

ハ 毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号。以下「省令」という。）別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては省令別表第二に掲げる劇物に限る。）の性質及び貯蔵その他取扱方法

ニ 毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては省令別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては省令別表第二に掲げる劇物に限る。）の識別及び取扱方法

四 受験手続

イ 提出書類

毒物及び劇物取締法施行細則（昭和四十年埼玉県規則第七十四号）第九条の受験願書

ロ 試験手数料

一万千円を埼玉県収入証紙により納付すること。

ハ 提出期間及び提出方法

平成三十年八月二十日（月）から同年八月三十一日（金）まで

埼玉県毒物劇物取扱者試験センター（葛西郵便局私書箱百二十九号）宛の簡易書留によること。なお、提出期間最終日までの消印のあるものに限る。

五 合格発表

イ 埼玉県本庁舎一階南側エレベーター前掲示

平成三十年十一月二十九日（木）及び同年十一月三十日（金）午前十時から午後五時まで

ロ 埼玉県保健医療政策課ホームページ掲載

平成三十年十一月二十九日（木）午前十時から平成三十一年一月四日（金）午後五時まで